

第1回定例会 可決した議案

市長提出議案

条例

◆三鷹市職員の配偶者同行休業に関する条例

地方公務員法の規定に基づき、職員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするために休業できる「配偶者同行休業」に関する制度を創設し、必要な事項を定めるものです。

◆三鷹市庁舎等建設基金条例

議場などを含む三鷹市庁舎等の建設を推進するため、三鷹市庁舎等建設基金を設置するものです。



建設から52年が経過した市役所本庁舎

◆三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

マイナンバー制度における、情報提供ネットワークシステムを介した地方公共

団体及び国の行政機関間の情報連携の開始に伴い、規定を整備するとともに、独自利用事務及び独自個人情報追加するものです。

◆三鷹市職員定数条例の一部を改正する条例

組織改正等に伴い、職員定数及び市長部局と教育委員会事務局の配分について見直しを行うことにより、職員の定数を1千45人から1千15人に改めるものです。

◆三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

介護を行う職員の時間外勤務の免除制度及び介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる休暇として「介護時間」を追加するものです。

◆三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児休業の対象となる子の範囲を拡大する等の規定の整備を図るとともに、児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備を行うものです。

◆三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

組織改正や施設整備等に伴う職の新設として、多世

代交流センター支援員、子ども発達支援センター嘱託医、同指導員、就学相談員について、新たに規定するとともに、北野ハピネスセンター嘱託医、同指導員、同相談員、教育指導員、児童館指導員について廃止をするものです。

◆三鷹市市税条例等の一部を改正する条例

消費税率の引き上げの実施時期の変更等を行う関連法の公布に伴い、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長を行うとともに、法人市民税法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の創設に係る改正規定の施行期日の改正等を行うものです。

◆三鷹市手数料条例の一部を改正する条例

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の関係政令の施行に伴い、延床面積2平方メートル以上の特定建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化により、適合性判定に係る手数料を定めるものです。

◆児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備として、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例、乳幼児の医療費の助成に関する条例

及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例について、引用条項を改めるものです。

◆三鷹市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険税の減額として、低所得者世帯に対する保険税均等割額の軽減について、「5割減額」の所得基準額については、基礎控除額33万円に加える額を被保険者等1人につき26万5千円から27万円に、「2割減額」の所得基準額については、48万円から49万円に引き上げるものです。

◆三鷹市工場立地法に基づく緑地面積率等を定める地域準則条例の一部を改正する条例

工場立地法の一部改正による東京都の工場立地法地域準則条例の廃止に伴い、同条例で定めていた昭和49年の同法施行以前に設置されていた工場に関する緑地や環境施設の面積の算定根拠について、市長が別に定めることとするものです。

◆平成28年度三鷹市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ26億3千108万3千円を追加し、総額を22億5千101万6千円とすることにも、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものです。補正の内容は、歳入予算では、法人市民税及び固定資産税の増額、学校施設環境改善交付金の増額、公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金の計上、一般寄附金・

総務費寄附金・民生費寄附金・衛生費寄附金・土木費寄附金・教育費寄附金の増額、まちづくり施設整備基金とくりずし収入の増額、中仙川改修事業債の減額、中学校空調設備整備事業債の増額、三鷹中央学園第七小学校大規模改修事業債の計上、小学校空調設備整備事業債の計上、おおさわ学園羽沢小学校大規模改修事業債の計上を行うものです。歳出予算では、財政調整基金積立金の増額、まちづくり施設整備基金積立金の増額、庁舎等建設基金積立金の計上、介護サービス事業特別会計繰出金の増額、健康福祉基金積立金の増額、環境基金積立金の増額、ふじみ衛生組合関係費の減額、中仙川改修事業債の減額、教育振興基金積立金の増額、長寿命化改修事業費の増額、学校空調設備整備事業費の計上及び増額、学校給排水設備等整備事業費の計上を行うものです。

当初予算

◆平成29年度三鷹市一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額から、それぞれ4千305万9千円を減額し、総額を10億8千100万5千円とすることにも、地方債の補正を行うものです。補正の内容は、介護サービス事業費において、特別養護老人ホームどんぐり山運営費を4千305万9千円減額するものです。

◆平成29年度三鷹市後期高齢者医療特別会計予算

これは、空調設備の改修にあたり、工事内容を精査した結果、工事費が当初予算を大きく下回ることとなったことから減額を行うものです。

◆平成28年度三鷹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算の総額に、それぞれ6千101万5千円を追加し、総額を39億1千322万3千円とするもので、東京都後期高齢者医療広域連合の補正予算にあわせて増額を行うものです。歳入予算で後期高齢者医療保険料を6千101万5千円増額するとともに、歳出予算で広域連合納付金を6千101万5千円増額するものです。この特別会計では、歳入の後期高齢者医療保険料を財源として、東京都後期高齢者医療広域連合へ保険料負担金を支出しており、歳入にあわせて、歳出の増額を行うものです。

◆「中仙川改修事業に係る業務委託契約の締結について」に係る契約の金額の変更について



三鷹市東部水再生センター

平成27年6月30日に議会の議決を得た中仙川改修事業に係る業務委託契約について、契約金額の変更を行うものです。変更の内容は、同工事について、地盤調査の結果による周辺家屋への影響等を考慮し、工法の見直しを行う必要が生じたため、契約の金額を概算で、既定額6億1千374万5千円に2億3千584万3千800円を追加し、8億4千958万8千800円とするものです。

契約

◆三鷹市東部水再生センター監視制御設備等更新工事(第二期)等の委託に関する協定の締結について

平成26年度に策定した三鷹市下水道再生計画に基づ

き、東部水再生センターと井の頭ポンプ場の設備等の大規模更新工事を実施するため、工事の委託に関し、協定を締結するものです。協定の方法は随意契約で、協定の金額は概算として10億9千900万円、協定の相手方は地方共同法人日本下水道事業団です。

国は、2008年度に、生まれ育った自治体や応援したい自治体へ寄附ができる仕組みとして、「ふるさと納税」制度を創設した。しかし、「ふるさと納税」は、寄附を建前としながらも税源偏在是正の目的であることがかいま見え、また、各自自治体が目指した豪華な返礼品目当ての寄附がふえる構図となっている。さらに、2015年度から適用された「ふるさと納税」のワンストップ特例制度により、所得税分が個人住民税に振りかえられ、また、個人住民税所得割額の控除額が1割から2割に拡大されることになった。このことにより、2016年度のふるさと納税による控除が、さらに増加する見込みである。本市においては、2017年度予算で3.5億円の減収が見込まれている。こうした「ふるさと納税」のワンストップ特例制度による個人住民税に振りかえられ、所得税分については、国がその財源を補填すべきである。本来、地方自治体間に生じている税源の偏在是正は、ふるさと納税を初めとした方策ではなく、全体の地方税財源を拡充することや地方交付税の法定率を上げるなど、国の責任において是正すべきものである。このまま放置すれば、地方自治体及び地方自治体の財政に大きな支障が出ることは必至である。よって、本市議会は、政府に対し、「ふるさと納税」は本来のふるさとを応援するという趣旨の制度となるよう改善することを強く要請する。

議員提出議案

意見書

◆「ふるさと納税」制度の見直しを求める意見書